

## 第48号議案

蒲郡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び蒲郡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

蒲郡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び蒲郡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和5年6月16日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

蒲郡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び蒲郡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

こども家庭庁の設置による事務移管に伴い、所要の改正を行うため提案する。



蒲郡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び蒲郡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(蒲郡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 蒲郡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年蒲郡市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(蒲郡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 蒲郡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年蒲郡市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第37条第1項中「同省令」を「同令」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。